

令和2年4月13日

保護者 様

錦町立錦中学校
校 長 那須さとみ

管内における新型コロナウイルス感染症の発症に伴う臨時休業の実施について
(お知らせ)

春暖の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、昨日、蒲島県知事より人吉市の病院に勤務する医師が、新型コロナウイルス感染症に感染したとの発表がなされました。

このことを受け、錦町教育委員会からの通達により、本校では令和2年4月14日(火)～5月6日(水)までの期間、再び臨時休業を実施することとなりました。

また、臨時休業中には、生徒の心身の健康状態や学習状況の把握と支援のための家庭訪問を下記のとおり設定させていただきますので、保護者の方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、中学校内におきましても、心の教室相談室を開設しておりますので、何かございましたら遠慮なくご相談ください。

記

- 1 臨時休業期間 令和2年4月14日(火)～5月6日(水)
- 2 登 校 日 令和2年4月27日(月)と令和2年5月1日(金)
※いずれも通常登校の3時間授業です。給食はありません。
※感染の拡大状況次第では、登校日を中止する可能性もあります。
- 3 家庭訪問期間 令和2年4月16日(木)～20日(月) 西小学校区
令和2年4月20日(月)～22日(水) 一武小学校区
令和2年4月23日(木)～24日(金) 木上小学校区

※ 今後、緊急的または臨時的な連絡については、錦中連絡メール及びホームページでお知らせしますので、適宜ご覧ください。また、学年ごとの連絡や緊急の場合は、学級の連絡網で連絡いたします。

【お問い合わせ】
錦町立錦中学校
教頭 酒井 勇一
TEL：38-1043

臨時休業期間中における家庭での過ごし方について

【新型コロナウイルス感染症の拡大防止について】

- 1 感染予防のため、不要不急の外出を避け、うがい、手洗い、消毒、室内外でのマスクの着用等をお願いします。
- 2 毎日、検温を行う等、健康状態を確認し、学校から配付された「健康チェックカード」に記入してください。
- 3 体の抵抗力をつけるためにも、十分な栄養と睡眠をとるとともに、適度な運動をおこなってください。
- 4 特に咳やくしゃみをする時は、ハンカチやティッシュで鼻と口を覆うなどの咳エチケットに留意してください。
- 5 臨時休業期間中、発熱もしくは、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関及び保健機関に電話連絡の上、マスクを着用して受診してください。

【臨時休業期間中の学習について】

- 1 学習の各学年より課題を出しておりますので、毎日取り組むようご家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。
- 2 これまでの学習内容の復習や当該学年の学習内容の予習に取り組みましょう。

【生徒指導について】

- 1 早寝・早起き・朝ごはんなど、規則正しい生活を心がけましょう。
- 2 交通規則や交通マナー及び本校の「自転車通学許可規定」をしっかりと守りましょう。
- 3 スマホ等によるゲームやライン、YouTube、インスタグラム等のSNSの利用については、学校では原則禁止としておりますが、利用させる場合は、ご家庭で約束事等の確認を行った上で利用させるようお願いします。
- 4 下記の項目については、一切禁止とします。
 - (1) ゲームセンターやカラオケボックス等、遊戯・娯楽施設への立ち入り
 - (2) 友達宅等への外泊や夜間外出
 - (3) 家に集まって遊ぶなど、他人と交わる人混みの場所への立ち入り
- 5 犯罪行為やトラブル、交通事故などが無いよう、ご家庭でもご指導のほどよろしくお願いいたします。

【その他】

- 1 緊急的あるいは臨時的な連絡については、錦中連絡メール、ホームページでお知らせしますので、随時ご覧ください。
- 2 臨時休業期間中でも担任等は出勤しておりますので、ご相談等がありましたらご連絡ください。また、担任より生徒の様子について電話連絡や家庭訪問をさせていただくことがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。